

届出制度の概要

1 届出制度の概要

- ・公共交通事業者等又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区^{※1}の区域において、旅客施設^{※2}や道路^{※2}の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する**30日前までに長崎市に届出が必要^{※3}**となります。
- ・長崎市は届出に係る行為がバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請できることとされています。
- ・届出制度は、**施設間の移動の連続性を担保することを目的としたもの**です。

※1 計画書の57、59、61ページをご参照ください。

※2 旅客施設は生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という。）に限られます。また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られます。

※3 特定事業の施行として行うものは届出不要です。

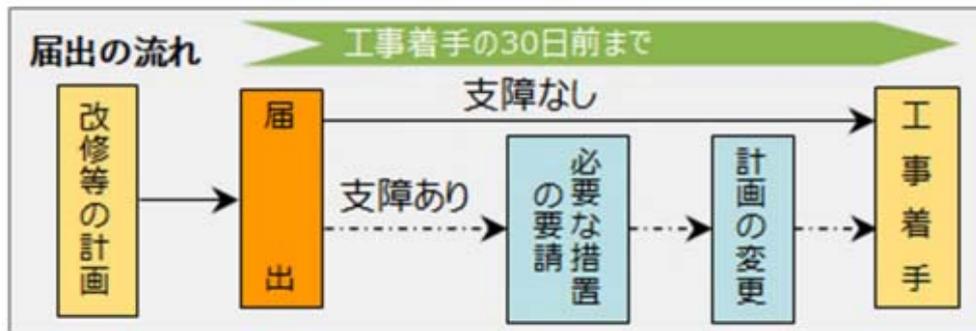


図 届出制度の流れ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

2 生活関連旅客施設

種別	生活関連旅客施設
鉄道施設	長崎駅、浦上駅、西浦上駅
軌道施設	移動等円滑化促進地区内の全ての電停
バスターミナル	長崎新地ターミナル、長崎駅前ターミナル、ココウオークバスセンター
旅客船ターミナル	長崎港ターミナル、長崎港松が枝国際ターミナル

3 届出の対象範囲

対象施設	届出対象箇所
旅客施設	生活関連旅客施設のうち、下記の範囲
	・他の生活関連旅客施設との間の出入口（○）
	・生活関連経路に指定した道路法の道路との間の出入口（○）
	・生活関連経路に指定した駅前広場との間の出入口（○）
道路	・バリアフリールートとの出入口（○）
	生活関連経路のうち、下記の範囲
	・生活関連旅客施設の出入口（○）
	・生活関連経路に指定した駅前広場との接続部（○）

届出制度の概要

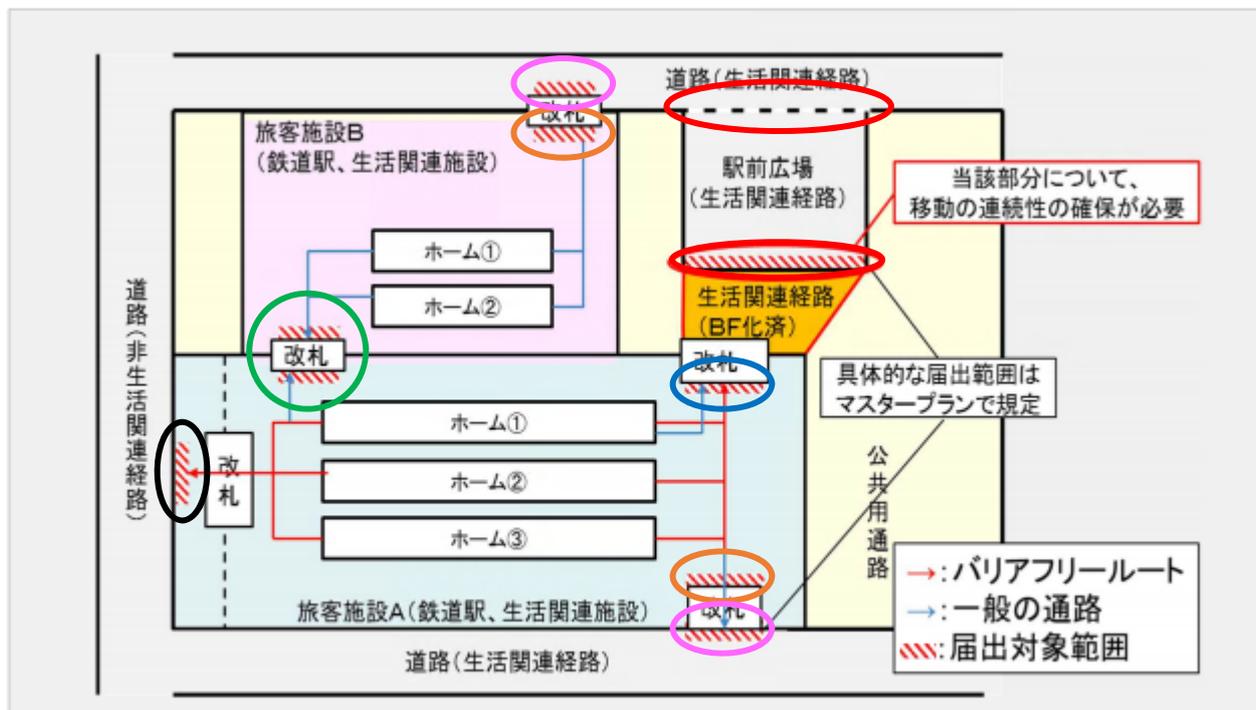


図 届出対象のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

注）一部加工

4 届出部数 1部

5 届出に必要な書類

(1) 生活関連旅客施設

ア 移動等円滑化区域内における行為の届出書（第5号の2様式）

※変更の場合は、第5号の3様式

イ 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

(2) 道路

ア 移動等円滑化区域内における行為の届出書（第5号の2様式）

※変更の場合は、第5号の3様式

イ 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

6 届出先

〒850-8685 長崎市桜町2-2-2（土木部土木企画課宛）

7 その他

届出の要否、届出の対象範囲について判断に迷う場合は、個別にご相談下さい。

第5号の2様式（第14条の5関係）（日本産業規格A列4番）
移動等円滑化区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第1項の規定に基づき、

{ 旅客施設の建設
改良
道 路の新設
改築
修繕 } について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定年月日 年 月 日
- 3 行為の完了予定年月日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法の概要

備考

届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第5号の3様式（第14条の8関係）（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化区域内における行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 当初の届出年月日 | 年 月 日 |
| 2 変更部分に係る行為の着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 3 変更部分に係る行為の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 4 変更の内容 | |

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。